

義務教育での学習意欲の向上に向けて¹

学習指導要領と評価方法からの検証

明治大学 戸崎肇ゼミナール

2004年12月

山村実香² 青木夕子³ 石坂亮⁴ 今村貴範⁵ 浦西美希⁶ 奥田貴久⁷
奥村将之⁸ 木村太郎⁹ 指田英克¹⁰ 新開拓樹¹¹ 田中亮¹² 二階堂健太¹³
藤原和彦¹⁴ 松尾美佳¹⁵ 湊英祐¹⁶ 本池友美¹⁷ 柳澤亮太¹⁸ 山越由貴¹⁹

¹ 本稿は、2004年12月11日、12日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、戸崎教授（明治大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿における主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² 商学部3年。連絡先は yama_mika@hotmail.com
³ 商学部3年。連絡先は yuuuuuko@hotmail.com
⁴ 商学部3年。連絡先は ryouryouryuo@hotmail.com
⁵ 商学部3年。連絡先は imamu_nnnn@hotmail.com
⁶ 商学部3年。連絡先は uranishi_@hotmail.com
⁷ 商学部3年。連絡先は okkun_12@hotmail.com
⁸ 商学部3年。連絡先は okumuranran007@hotmail.com
⁹ 商学部3年。連絡先は kimutaro_u@hotmail.com
¹⁰ 商学部3年。連絡先は sassi_sassi@hotmail.com
¹¹ 商学部3年。連絡先は sinnkai_0235_@hotmail.com
¹² 商学部3年。連絡先は ryounii_desu@hotmail.com
¹³ 商学部3年。連絡先は nikaidoukennta_@hotmail.com
¹⁴ 商学部3年。連絡先は johnson_and_johnson@hotmail.com
¹⁵ 商学部3年。連絡先は mattun_887@hotmail.com
¹⁶ 商学部3年。連絡先は minato_minato@hotmail.com
¹⁷ 商学部3年。連絡先は tomomin_1236@hotmail.com
¹⁸ 商学部3年。連絡先は ryoutin_yana@hotmail.com
¹⁹ 商学部3年。連絡先は yukidaruman@hotmail.com

要旨

義務教育期間における子どもたちの『学習意欲の向上』が、この期間における最優先課題であると我々は考える。なぜなら、この期間における『学習意欲の向上』は、生涯学習の根幹を成すからである。よって我々は、子どもたちの学習意欲が向上することを目指し、教育における制度改革に焦点を当てて政策を提言する。

2002年、文部科学省によりゆとり教育が本格的に導入された。これは小・中学生の学力低下、または学習意欲の低下を危惧した文部科学省が、着実に習得できるように、完全週5日制や、指導内容を3割削減することによって得られる、『ゆとり』と『基礎・基本の充実』を図った新学習指導要領を打ち出した。削減された授業時間は、新たに総合的な学習の時間を導入することで、『生きる力』を育成する時間に充てられている。

そこで、我々は『学習意欲の定義』を明らかにして、『学習意欲』を含んだ『生きる力』としての学力を向上させるべく、以下のように提言する。

土曜日に授業を行い、『総合的な学習の時間』の我々が考えたカリキュラムを集中させる。また、これからの評価方法として、絶対評価と相対評価を足し合わせることを提言する。

これにより、生徒はゆとりをもったカリキュラムで、自主的に設定・調査し、考え、議論し合うのである。何かに関心を持ち、考え、自らの答えを導き出し、遂行することにより、学ぶ喜びを獲得することができる。そこから、新たな向上心が生まれるのである。生徒自身が努力したことを証明することができ、これからの学習の参考となるものであるから、生徒の『学習意欲』を向上させるために役立たせるものになるのである。

目次

第1章 学習意欲

- 第1節 (1. 1) 学習意欲をめぐる議論の現状
- 第2節 (1. 2) 学力をめぐる議論の現状

第2章 学習意欲についての現状分析

- 第1節 (2. 1) 現行の学習指導要領についての検証
 - 第1項 学習指導要領の史的展開
 - 第2項 現行の指導要領の検討
 - 第3項 子どもたちの現状
 - 第4項 観点別にみる総合的な学習の時間の現状
 - ①総合的な学習の時間
 - ②教育における地方分権の進展
 - ③教師の現状
 - ④総合的な学習の時間の課題
- 第2節 (2. 2) 現状における評価法についての検証
 - 第1項 絶対評価
 - ①絶対評価の分析
 - ②絶対評価のメリット・デメリット
 - 第2項 相対評価
 - ①相対評価の分析
 - ②相対評価のメリット・デメリット

第3章 学習意欲向上のための提言

- 第1節 (3. 1) 総合的な学習の時間
 - 第1項 学校週6日制
 - 第2項 新土曜日授業
 - ①小学校～選択授業～
 - ②小学校～流通を通じた労働体験(必修として)～
 - ③中学校～地方自治体への政策提言～
- 第2節 (3. 2) 絶対・相対評価の融合

第4章 終わりに

参考文献・データ出典

はじめに

現在、中国や韓国を始めとするアジアの諸外国における、経済的発展は計り知れないものがあり、これまで経済的にアジアの先端を走っていた日本も危機感を覚えざるを得ない。その土台となっているのは教育であると我々は考える。かつて日本は、経済発展を夢見て知識の詰め込み教育を徹底してきた。これにより、現在の豊かな日本が築かれたといっても過言ではない。

しかし、既に経済的発展を遂げ、成熟期にある日本は、その状態を維持するだけにとどまり、このまま進めばいずれは衰退期に突入し、日本から活気が損なわれるであろう。

現在の成熟期から再び成長期へ移行させるための人材育成が必要とされ、社会で新しい教育の必要性が求められ、詰め込み教育の限界に気付き始めた文部科学省は、子供たちの習得の負担を減らすため、2002年にゆとり教育を本格的に導入した。これは小・中学生の学力低下、または学習意欲の低下を危惧した文部科学省が、ゆっくりと着実に習得していけるように、『ゆとり』と『基礎・基本の充実』を図った新学習指導要領である。完全週5日制や年間の5教科授業時間を3割削減することなどが、その内容である。削減された授業時間には、新たに総合的な学習の時間を導入することで、これからの時代を生きるために求められる、自ら課題を発見し、自ら考えることのできる、いわゆる『生きる力』を重点的に育成する時間に充てられている。

しかし、このゆとりの時間を増やすという文部科学省の方針は、教育内容を3割削減した状態で授業時間も削減することになるため、結果的に学校での指導要領が減らされることになる。それにより、学校外での学習意欲にも大きな影響を及ぼしている。そのために、学習をする生徒としない生徒との間での、学習への取り組む意欲の格差を広げてしまった。積極的に自ら学んでいく生徒がいる一方で、宿題を出されても、それを放棄する生徒が増え、わからないことをわかろうとしない、つまり、考えること自体を面倒臭いと感じる生徒が年々増加傾向にある。また、教師たちにとっても、ゆとり教育というものがあまりにも漠然としすぎていたために、総合的な学習の時間で具体的に何をしたらよいのかがわからず、そのカリキュラムは、現実として形骸化しているのである。詰め込み教育に変わって導入されたゆとり教育だが、内容のない授業によって、ゆとりの時間を無駄に使ってしまっていることや、ゆとりという名称だけが一人歩きしてしまったこの指導内容に対する世論の反発が増加し、文部科学省も対処せざるを得なくなった。結局、2003年にゆとり教育という名称は無くなり、改定されてはいるものの、現在でも生徒たちは、そのゆとりのカリキュラムを受け続けている。マスコミや各種情報機関で学力低下や学力格差が騒がれており、あたかも子どもが悪いような印象を与えられているが、根本的に何が問題となっているのか、何が原因で学力低下といわれるようになったのかを、早急に解決することが我々の課題なのである。

そこで、我々は現在問題になっている、いったい何のために勉強しているのかという学習意欲の源となるような環境が、十分に整備されていないことを鑑み、義務教育期における新学習指導要領を再編することを考えた。そこで教育を受ける生徒自身の立場に立って分析・考察を行っていく。これからの社会を担う子どもたち、また、世代を超えて誕生してくる者たちの将来への政策提言を行う。

本稿は、このような現状を踏まえた上で、第1章では、学習意欲における現状を述べる。第2章では、学習意欲の低下をもたらしていると思われる問題点とその分析をする。そして第3章では、学習意欲の重要性について再確認した上で、その向上に貢献できるような政策提言を行う。

第1章 学習意欲

第1節 学習意欲をめぐる議論の現状

広辞苑によれば、学習の定義は、①まなびならうこと②過去の経験の上に立って、新しい知識や技術を習得すること。意欲の定義は①積極的に何かをしようと思う気持ち②種々の動機の中から或る一つを選択してこれを目標とする能動的意志活動、とある。また、一般的に学習をおこなっていく理由としては、「生きていくための常識として必要だから」、「受験勉強に必要だから」、「大人になってからも必要になるから」、と言った具合の事柄が挙げられる。

そこから我々は学習意欲を、①自ら学ぶ力②ある動機から知識・技能を得ようとする活動のことであると考えた。この二つの学習意欲と、意欲がないという段階を合わせて、学習意欲を三つに分けることにする。なぜ学習意欲を三つに分けたかという点、学習意欲には段階が存在すると思ったからである。これから、学習意欲を三段階に分けて考えてみることにする。

まず、意欲がない生徒の場合、家に帰っても宿題をやらない、勉強をしないという状況がある訳だが、これを意欲がない段階とする。では、宿題をやる生徒はどうか。勉強や宿題をやるといっても、その動機が先生や親に怒られるからということもある。その場合にそれが積極的な意欲とは言い難い。ただ、勉強をする理由として、勉強はあまり好きではないが、目前のテストを目標として良い点数を目指し、頑張るといった意欲もあるであろう。勉強をしたという結果がある以上は、それがどんな動機であれ、意欲として見なすことができると考え、私達はやらされてやる宿題などのことを『消極的学習意欲』とした。消極的学習意欲があれば、その逆の『積極的学習意欲』もあり、これはどのような生徒を指すかという点、積極的に自ら考え、自ら学んでいく姿勢をもった生徒である。私達は最終的にこの積極的学習意欲がある生徒にすることが目的である。

では、積極的学習意欲を持たせるにはどのようにすればいいか、それはまず、基礎的な知識をつけさせることである。今、問題とされているものの一つに、授業についていけない生徒が出てきているという状況があるが、これは、その授業についていけない原因が、基礎的な知識の欠如にあるからである。例えば、九九が分からなければ、桁数の多い掛け算が出来なく、掛け算が出来なければ、比例の概念も分からないし、比例が分からなければ、反比例が理解しにくい、といったように、一つ基礎の中で確実に理解することができていないと、その後連鎖的に分からなくなるといった具合である。教師は教科書を終わらせることに精一杯で、教科書の内容を確実に定着させるまでに至っていないこと、そのために理解できていない生徒が、結局ついていけなくなり、学習する意欲がなくなってしまったのではないだろうか。何か発展的なことがしたくても、その土台となる基礎がなければしたくてもできない。これは、言い換えれば、土台となる基礎があれば発展的なものにつながるということであり、それこそが意欲なのである。また、現在の三十代の人達の学力が低下してきているが、これは消極的学習意欲の傾向が強かったためであり積極的学習意欲があまりなされてなか

ったからである。個人差はあるものの、意欲が強ければ強いほど自然と学力は身につく、将来のビジョンが描きやすくなることから「ニート」が減り、社会的に良い結果をもたらすと我々は考える。

そこで、このことと、三段階に分けた学習意欲について考え、その段階がどのように移行していくものなのか、我々が考えた意見を述べていくことにする。

まず、学習意欲がないという段階がすべての始まりであると定義する。これは何を学習すべきかを考えるための素材・動機が構築されていない段階を示す。この段階において、素材にあたる知識・技能を習得させる動機を持たせることが、積極的学習意欲につながると思われる。消極的学習意欲の中で、知識・技術を確実に習得することで、その知識から自分が興味を持つもの、疑問に思うことが生じ、そこで初めて自ら学ぶ力が出てくる。つまり積極的学習意欲が芽生えるということである。これが、我々の考える学習意欲の移行の様子であり、定義である。

第2節 学力をめぐる議論の現状

第1節では、学習意欲を定義してきたわけだが、その中で学力という言葉が頻繁に使われていたかと思われる。学力とは簡単に言えば試験の点数である。学力を測る場合に用いる共通の尺度に試験を用いる訳である。しかし、総合的な学習の時間、絶対評価が導入された現在において、試験の結果のみで学力を考えることは難しくなってきた。知識だけではなく、思考力・判断力や表現力といったものが重視され始め、従来の知識量を測るだけのペーパーテストでは対応できなくなってきたからである。それだけ、点数では評価できないものが学力に含まれるようになったということだが、この点数では評価できないものとは何なのであろうか。

複数の教師に「学力とは何か？」ということ聞いてみたところ、どんな社会の変化にも、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力が、確かな学力なのではないか、ということであった。これは、今日行われている教育によって育成すべき学力、『生きる力』として文部科学省が定義したことに似ている。実際に学習指導要領でも、各教科の学力を大きく四つの観点に分け、①知識・理解②思考・判断③技能・表現④関心・意欲・態度、としていることから、学力は知識だけではないと言える。これらを踏まえた上で、学力の定義を行っていくことにする。

学力の狭義を一言で言えば、「知識・技能の習得」であるが、現在の教育においては「関心・意欲・態度」などを含めて、幅広く考えられている。それは「知識」だけでもなくても、この複雑な世の中では生きていくことが難しいことや、自ら課題を見つけ、考え、解決していく力、つまり「問題解決能力」が大切である、という社会的背景からくる考え方である。教科の学習においても、「問題解決学習」というスタイルがとられているのもそのためであろう。答えを出すだけでなく、様々な方法で答えを導くことがよしとされている。「問題解決能力」を司る脳の部位は「前頭前野」といわれる部分であり、「前頭前野」は「思考する・行動を抑制する・コミュニケーションをとる・意志を決定する・情緒をコントロールする」等の働きがある。「前頭前野」の働きが良くなれば問題解決能力もついてくるということになるが、「前頭前野」が活発に働くのは「問題解決学習」ではなく、計算ドリル、漢字の書き取り、視写、音読など、一見、単純作業、反射的作業と思われる活動をしているときなのである。最近では、「大人のためのドリル」という本も書店に並べられているほどであり、その働きの重要性が注目されていることがわかる。学力は、一律なものではなく、年代によって必要とされる学力も違ってくる。幼少時代は「読み・書き・計算」に重点を置き、「前頭前野」を働かせることで、「しなやかな思考回路」をつくる必要がある。そして大人になるにつれ、それまでに蓄えた知識と経験を駆使して、試行錯誤を繰り返しながら課題を

解決していく力が求められるのではないであろうか。

「問題解決能力」まで、学力として考えるようになったのは、社会的背景によるものが大きい。社会的背景によって学力の捉え方が変わってきたということは、時代によって学力観が変わってきたということである。このことから、学力とは時代によって捉え方が変化するものであり、現在の学力は、『知識・技術の習得』だけでなく、『学習意欲』、そして『問題解決能力』を含めたものであると言える。また、『知識・技術の習得』、『学習意欲』、『問題解決能力』は、相互的に関連し合うものであると我々は定義する。

第2章 学習意欲の現状分析

第1節 現行の学習指導要領についての検証

第1項 学習指導要領の史的展開

学習指導要領がはじめて制定されたのは、戦後間もない1947年であった。以来、ほぼ10年ごとに改訂されてきた。1968年の第3回改訂が「詰め込み教育」の出発点となり、1977年の第4回改訂は、その「詰め込み教育」が問題だという認識のもと、『ゆとりと充実』を目指すことを謳った。その後、平成元年の改訂を経て、2002年の第6回改訂でゆとり教育の集大成として、学校5日制や総合的な学習の時間を導入した。文部科学省が新たに作成した新学習指導要領の主な内容として、完全学校週5日制の下で、各学校が『ゆとり』の中で「特色ある教育」を展開し、子どもたちに学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせることそして、自ら学び自ら考える力などの『生きる力』を育むこととした。

しかし、2003年10月の中央教育審議会答申により言われていた「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を踏まえ、『確かな学力』を育成し、『生きる力』をはぐくむという新学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るために、2003年12月26日付けで小学校、中学校での学習指導要領等の一部を改正した。改正した点として、学習指導要領に示しているすべての児童生徒に指導する内容等を確実に指導した上で、児童生徒の実態を踏まえ、学習指導要領に示していない内容に加えて指導する事を明確にした。各学校においては、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、教育課程の実施状況等について自ら点検及び評価を行い、教育課程を適切に実施するために必要な指導時間を確保するよう努める必要があることと、また年間の行事予定や各教科の年間指導計画等について、保護者や地域住民等に対して積極的に情報提供を進める必要があることとした。

第2項 現行の指導要領の検討

『生きる力』の定義を踏まえたうえで、この力を育成するといった観点から目指す学校の教育としては、中央教育審議会の第一次答申（1994年7月）によると、「(学校での生活、塾や自宅での勉強にかなりの時間をとられ、睡眠時間が必ずしも十分でないなど) [ゆとり]のない忙しい生活の中であって、1992年及び6年のNHKの世論調査においても、「夜、眠れない」、「疲れやすい」、「朝、食欲がない」、「何となく大声を出したい」、「何でもないのでイライラする」といったストレスを持っている子供もかなりいることが報告されている。・・・小中学生の通塾率は、次第に増加し、1993年においては、小学生で23.6%、中学生で59.5%が通っている。塾に通う理由は様々であるが、過度の塾通いは子供らしい生活体験・自然体験や遊びの機会を失わせる等見過ごすことのできない問題を持っている。その要因とされる過熱化した受験競争については、本来の学ぶ目的を見失わせたり、子供の

発達や人間形成に悪影響を与えたりすることが懸念される。特に、今日、その低年齢化が進んでいる状況は教育上の大きな課題と言わなければならない。」またこれからの具体案として、「これまでの知識の習得に偏りがちであった教育から、自ら学び、自ら考える力などの[生きる力]を育成する教育へとその基調を転換していくためには[ゆとり]のある教育課程を編成することが不可欠であり、教育内容の厳選を図る必要がある」という従来の知識・技能のみの学力またはそれによる受験の過熱化傾向を問題視した上で、これからは学力に対する考え方の転換、つまり『知識・技能の学力』から『生きる力』へと、『ゆとり』のある教育が重要であると提言している。

また生きる力とは、同答申で初めて定義された概念でありそれによると、「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を『生きる力』と称することとし、これらをバランスよく育てていくことが重要であると考えた」としている。

(a) [生きる力]の育成を基本とし、知識を一方向的に教え込むことになりがちであった教育から、子供たちが、自ら学び、自ら考える教育への転換を目指す。そして、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体をはぐくんでいく。

(b) 生涯学習社会を見据えつつ、学校ですべての教育を完結するという考え方を採らずに、自ら学び、自ら考える力などの[生きる力]という生涯学習の基礎的な資質の育成を重視する。

そうした教育を実現するため、学校は、

(c) [ゆとり]のある教育環境で[ゆとり]のある教育活動を展開する。そして、子供たち一人一人が大切にされ、教員や仲間と楽しく学び合い活動する中で、存在感や自己実現の喜びを実感しつつ、[生きる力]を身に付けていく。

(d) 教育内容を基礎・基本に絞り、分かりやすく、生き生きとした学習意欲を高める指導を行って、その確実な習得に努めるとともに、個性を生かした教育を重視する。(学習指導内容の削減)

(e) 子供たちを、一つの物差しではなく、多元的な、多様な物差しで見、子供たち一人一人のよさや可能性を見だし、それを伸ばすという視点を重視する。

(f) 豊かな人間性と専門的な知識・技術や幅広い教養を基盤とする実践的な指導力を備えた教員によって、子供たちに[生きる力]をはぐくんでいく。(教員の養成)

(g) 子供たちにとって共に学習する場であると同時に共に生活する場として、『ゆとり』があり、高い機能を備えた教育環境を持つ。

(h) 地域や学校、子供たちの実態に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する。【総合的な学習の時間】

(i) 家庭や地域社会との連携を進め、家庭や地域社会とともに子供たちを育成する開かれた学校となる。(同答申からの抜粋) ※括弧内は、現在行われている具体策

1人ですることについては、「テレビやビデオなどを見たり、マンガを読んだりする」73.3%、「一人で勉強する」56.2%、「本を読む」53.4%、「ゆっくり寝る」52.7%「ひとりでゲームなどをする」51.0%であった。家族や友達とすることと比べても比率が高いところをみると1人ですることについては、「テレビやビデオなどを見たり、マンガを読んだりする」73.3%、「一人で勉強する」56.2%、「本を読む」53.4%、「ゆっくり寝る」52.7%「ひとりでゲームなどをする」51.0%であった。家族や友達とすることと比べても比率が高いところをみると、一人の時間が長いことがわかる。また、土曜に地域ですることは、「サッカーや水泳などのスポーツをする」42.7%、「地域の子ども会の活動に参加する」31.4%、「学習塾へ行く」28.5%、「ピアノや踊りのおけいごととする」19.7%、「図書館や児童館、公民

館などの活動に参加する」10.6%、「おとなの人に遊びを教えてもらう」9.8%、「剣道や柔道などを習いに行く」8.9%、「ボーイスカウトなど子供を集めた活動に参加する」5.7%、「自然観察会や工作教室、パソコン教室などへ行く」4.9%であった。地域においては多彩な活動が展開されているので1つ1つの活動に参加する割合は低い。しかしそれでも、幅広く多分野にわたって子供の活動が準備されることが、土曜日の生活を豊かにする条件である。

以前話題になっていた『ゆとり教育』という言葉は使われなくなったが、平成14年度から施行された『総合的な学習の時間』、新学習指導要領、学校週5日制に精神は受け継がれ『生きる力』を育むものとして、現在の教育環境の根幹を成している。

第3項 子どもたちの現状

では、実際に、現在子どもたちが、土曜日をどう過ごしているかをベネッセによって2003年に実施された調査を基に分析・考察する。

「家族で遠くに出かける」39.6%、「家族と一緒に遊ぶ」35.5%、「家族でお祭りやイベントに参加する」27.6%である。一方で、「友達と一緒に遊ぶ」は77.8%と8割弱であり、「友達とお祭りやイベントに参加する」は41.6%であって、家族と比べて一緒に遊ぶ事が多いが、「友達と図書館や博物館などへ行く」19.3%、「友達と一緒に勉強する」16.6%など土曜日を休みにした本来の目的が達成されているとは言い難い。また、家族との時間を増やすという目的においても、家族より友達と過ごす事の方が多いこの統計を見てみると成されていないようだ。

最後に調べ活動についてだが、『総合的な学習の時間』が導入され、「学校週5日制」が実施されたことで、土日は単なる休日というだけでなく、子ども達がゆとりの中で自主的に学習に取り組む時間として考えられている。では、子ども達はどの程度、そのような活動に取り組んでいるのだろうか。土曜日に「研究や興味のあることをインターネットで調べる」26.5%、「研究や興味のある場所へ出かける」13.0%、「研究や興味のあることを図書館や博物館で調べる」12.5%、「研究や興味のあることを近所のおとなの人に質問する」10.3%であった。家庭内でパソコンを使った活動は4分の1の子どもが体験しているが、地域への調べとなると、1割そこそこの割合にとどまっている。自分で「なぜ？」を解決しようとするのが学習意欲であり、それが『生きる力』または、応用力に繋がる。自主的に地域に出かけて人と出会ったりする経験がこれから大切になってくることを考えると、この土曜日の使い方では日本が考え、政策としている学習指導要項の目的達成には程遠いように思われる。土曜日における『ゆとり』の使い方はやはり大きな課題である。

第4項 観点別にみる総合的な学習の時間の現状

『生きる力』を育む教育として導入されたものの中でも我々が一番学習意欲の向上に役立ち、それを支えるであろうと考えたのが、この『総合的な学習の時間』の使い方である。本項では、『総合的な学習の時間』がどういったものであるかを分析し、より有効的な使い方を提案したい。

4-①総合的な学習の時間

小・中学校では平成14年度より、『総合的な学習の時間』が本格的に実施されている。この時間が創設された趣旨は『生きる力』の育成である。

こうした目的から作られた『総合的な学習の時間』の詳細な内容については以下のようになっている。

『総合的な学習の時間』の取扱いについて（小・中学校の学習指導要領から抜粋）

1. 『総合的な学習の時間』においては、各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動

2. 『総合的な学習の時間』においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。
- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
 - (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。
 - (3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
3. 各学校においては、1及び2に示す趣旨及びねらいを踏まえ、『総合的な学習の時間』の目標及び内容を定め、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。
4. 各学校においては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。
5. 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。
6. 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 目標及び内容に基づき、児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
 - (2) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。
を行うものとする。
 - (3) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教員が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。
 - (4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。
 - (5) 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態に応じ児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること

4-②教育における地方分権の進展

総合的な学習時間の特徴のひとつとして、各学校に個々の地域特徴を生かした教育活動を行うものとする。という点が挙げられる。そこで最近推進されている「地方分権」について考察してみる。また、それを考察する上で、学校教育を取り巻く組織についても考察してみた。

1. 社会全体から観る教育の地方分権への流れ

現在、日本は「官から民へ、国から地方へ」の流れである。集中化した行政機構と行政に集中する問題解決の仕組みが、わが国の活力を失わせ、社会や国際環境の変化に対応する問題解決力を失わせてきたとする意識から、集権型から、分権型への行政システムにしようというものである。集中型行政システムは、わが国の近代化、追いつけ・追い越せの行政施策を遂行するうえで、重要な役割を果たしたが、同時に全国画一性と公平性を重視した結果、

国内外の環境の変化に対応することができず、地域ごとの条件の多様性と地域ごとの個性的な生活文化を萎えさせ、地域と住民から活力と創造力を奪ってしまった。分権型行政システムは、住民参加の行政システムと学校など各機関の自立的問題解決システムの構築を内容とするものである。行政改革という政治的課題がまずあって、それが最優先の政策課題となり他の行政と並んで教育行政でも行われるようになった。

2. 唯一の中央教育機関 - 文部科学行政機構 -

教育行政は各種の教育活動を組織し、一定の目的に向かって運営することである、ということを経済基本法第十条に規定されている。その主な教育機関に文部科学省・都道府県、市町村の教育委員会がある。教育行政は教育のいわゆる外交的事項（物的な施設・設備）の整備に基本をおき、教育内容に関しては、専門的又は技術的な指導及び助言を行うこととされている。

文部科学省は2001年1月6日、中央省庁の再編により130年にわたって存在してきた文部省が従前の科学技術省を統合して誕生した1府12省庁の一つであり、日本における唯一の中央教育機関である。文部科学省設置法（1999年7月16日、法96）によれば、新しく発足した文部科学省の任務が、次のように定められている。

「文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。」（3条）

内閣総理大臣が任命する国務大臣の中から文部科学省担当者（文部科学大臣）が選任される。

教育における国家統制の具体例を3点挙げてみる。

① 教科書検定権の文部大臣への一元化（学校教育法・教育委員会法の改正、1953年8月5日）

教育行政の地方分権化により、都道府県教育委員会がその管轄下の学校において使用する教科書の検定を行うこととされていた（教育委員会法50条2号）が、当時の用紙事情から、文部大臣が暫定的に行使していた検定権を、教育委員会から文部大臣に移行した。

② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（1956年6月30日、法162）の制定

教育委員会を従来の公選制から首長による任命制（4条）に改めたこの法律（一般に任命制教育委員会法と呼ばれている。）は、文部大臣に都道府県教育長の承認権（16条）や処置要求権（52条）などを付与したが、文部省による全国一斉学力テスト（1961年-64年）の法的根拠（53・54条）とされるなど、実質的に教育行政の中央集権化を企図・促進したものであった。

③ 教科書調査官制度の創設（1956年10月10日）

上記①で述べた文部大臣による教科書検定強化のため、教科書用図書検定調査審議会の委員（非常勤職員）を16人から80人にするるとともに、あらたに教科書検定に当たる選任の職員である教科書調査官（40人）を新設した。

1990年代後半の行政改革議論の中で、中央省庁の幹部による数々の汚職事件が発覚し、中央省庁の再編論議が規制緩和や地方分権などの施策を中心に行われた。

また、文部大臣の諮問機関として1953年に中央教育審議会が発足。2001年1月の中央省庁再編に伴う審議会の整理統合に合わせ、生涯教育審議会、大学審議会、教育課程審議会、保健体育審議会など6審議会が統合され、「新中央教育審議会」がスタートした。中央教育審議会は、「今後の地方教育行政の在り方について（答申）（1998年9月21日）中で従来のトーンと異なる教育長の任命承認制の廃止や学校協議委員構想などを盛った改善方策を打ち出し、そうした方向での改善を進めている。

3. 義務教育制度

義務教育は全国どこにおいても、すべての国民に対し、等しく、無償で提供されなければならないものとされており、義務教育に関する法体系として、日本国憲法第26条で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とされており、その下に教育基本法があり、さらにその下に学校教育法があり、「市町村は、必要な学校を設置しなければならない」とされている。

義務教育である小中学校は市町村に設置する義務がある。それは市町村が子どもたちに最も身近な自治体だからである。しかし、市町村の規模や財政力は様々である。もし、市町村にすべての負担を負わせてしまったら、財政力の弱い市町村では必要な教職員を集めることができない。そのため、都道府県が教職員を採用し、その給与費を負担している。

4-③教師の現状

総合的な学習の時間を有効なものとするためには、教員の影響力はとても大きい。4項—③では総合的な学習の時間についての教師の現状を述べる。

平成15年度文科省から総合的な学習時間のモデル校に補助金を出している。各学校の報告書に目を通すと、これらの学校では少人数制の授業を行い、総合的な学習の時間が効率的に『生きる力』を育む時間となっている。しかし、公立小中学校では資金面の確保が難しく、少人数制の授業を行えないのが現状である。

実際に我々が現場の教師に話を聞くと、「総合的な学習の時間において教員一人あたりに対する生徒の数が多く一人ひとりに目をかけた指導を行うことは厳しい」ということである。実際は大人数なので、ひとりに目の行き届いた授業が行えないということである。総合的な学習の時間のカリキュラムは、指導内容に自由が与えられている分、教員の指導能力が直接的に反映されるという側面をもつ。文科省により、各学年目標とすべき理念が書かれた文書が出版されているが、何をやってよいかわからない教員が多数存在する。

4-④総合的な学習の時間の課題

まず教育の指導内容が3割削減されたが、完全学校週5日制になった為に実質的に中央審議会の提唱していた『ゆとり』という現状になっていない。その為、教育内容を基礎・基本に絞り、分かりやすく、生き生きとした学習意欲を高める指導を行って、その確実な習得に努めるとともに、個性を生かした教育を重視するといった事が行われていないのが現状である。また、学習指導要領から観た、総合的な学習の時間の育成内容(ねらい)を細かく整理すると①自ら学び、自ら考える力②問題解決の資質や能力③学び方やものの考え方④探究活動において主体的・創造的に取り組む態度⑤自己の生き方を考える⑥各教科において学んだ知識・技能を総合的に働かせる力、という6つに分けることができる。例えば①を重点において考えた場合、学習指導活動にある自然体験などは「はじめに内容(課題)ありき」のものであり、「はじめに子どもありき」のものではない。どちらがより『生きる力』を身に付けるものになるのかという議論をすることもせず、現状では二者を学校に選択する自由を与えている。

また、『総合的な学習』であるのに「分科」を基調としたカリキュラムを考え続けているかぎり、子どもたちに効率よく指導することは難しいという見解もある。このようなはっきりとした方向性を示すことができていない現状で、現場の教諭は、評価方法も規定できず、困惑しているというのが本音である。さらに言うならば、子どもたちは、どの程度『生きる力』が身につけているかということ相対的な位置を把握できずにいる。これらはまだ一部分に過ぎず、問題を追求していけば、総合的な学習の時間というものの位置づけがはっきり理解されていない、ということである。さらに深く掘り下げれば、『生きる力』というものに

についても同様であり、よりはっきりとした定義と教員による理解や『総合的な学習の時間』のための教員の養成を行うことが必要である。

また、4項—②に挙げられた地方分権のさまざまな現状を踏まえると教育を地方に分権することで「地方格差」が生まれるのではないかと懸念がある。格差は特色とは違う。特色というのは平等の機会、資金などを与えられた中で初めて生まれるもので、10と10'のような関係のことである。しかし、格差というのは機会や資金といったものが、地域によってバラバラであり、10と8といったスタートの時点で既に差があることを指すのである。様々な地域でその地域の特色を生かし指導する事は大いに良い事であり、それこそが文部科学省が総合的な学習の時間において目指すものであると思われる。しかし、地方分権を進めることで、資金の格差などが原因となり平等に総合的な学習の時間を使うことができない状況が生まれることは決して考えすぎではないはずだ。また、地域によって土曜日にも授業を行っている学校とそうでない学校が存在するというのも格差を生む結果であろう。学習意欲を向上するためには、こういった機関や施策を立て直すことが先決である。

第2節 現状における評価法についての検証

現在、評価方法の主流として多く使われているのが相対評価であるが、最近、絶対評価を使用する学校も出始めている。以下では、これらの特徴とメリット・デメリットは何なのかを述べ、3章では、これらをもとにした我々の提言を述べていきたい。

第1項 絶対評価

1-①絶対評価の分析

絶対評価とは、生徒たちが到達すべき学習目標に焦点を合わせて、生徒一人ひとりがその目標にどの程度まで近づいているのか、または到達しているのかを評価する方法である。絶対評価においては、指導を開始するに先立って基準を自由に設定できる。一般的には学習指導要領に記された目標や内容、各学校の教育方針などに基づいて教育目標が規定され、指導計画・授業計画が立てられるが、目標が達成されたか否かは、こうした仕方で設定された教育目標＝規準に照らして評価されるのである。絶対評価の代表的なものとして到達度評価がある。到達度評価とは、「ひらがながすべて書ける」「九九がすべて言える」といったように到達点をはっきりしている目標、いわゆる到達目標に到達しているかどうかで評価を行う方法のことである。

1-② 絶対評価のメリット・デメリット

絶対評価のメリットとしてまず第一に、これからの時代を生きる子どもたちに求められている「自ら学び自ら考える力」「基礎的・基本的な内容の確実な定着」「個性を生かす学び」を、それぞれの生徒の状態に応じて実現しやすいということである。特に初等教育の段階では、生徒たちが心身ともに自ら成長しようとする過程に位置しており、彼らの希望と可能性を信頼した評価観が重要になってくる。

第二に、生徒一人ひとりの学習の過程に沿った形で評価が行われることである。特定集団内での比較ではないことから、生徒一人ひとりの課題、または学習課題が目標とのかかわりにより、促進できる。また、生徒が教師の助言や励ましを受けながら、自分を信じながら自らの課題を追求していくことが可能になる。

第三に、「学力」を総合的にとらえることができることである。単に学んだ結果、得られた知識だけでなく、生徒の学ぶ意欲や学習状況を表現する力などを確認することができる。

これまでと同様に、評価の観点としている「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」を各教科やその特性に応じてみていくことができるのである。

デメリットとしては、まず第一に、他者との競争が生まれにくいことから、個人主義になりやすいこと。

第二に、教員の好き嫌いなどの主観が入りやすくなり、適切に評価することが難しくなるということが挙げられる。

第2項 相対評価

2-① 相対評価の分析

相対評価とは、生徒の個別の学習成果を学年、学級などの集団の分布のなかで占める相対的な位置としてとらえる評価である。例えば、40人のクラスのなかで20番目に位置しているなどととらえるものである。偏差値として表す方法や5段階評価などによって表される方法が代表的なものであり、各個人の社会における能力位置に関する重要な情報を社会と個人の両方に提供できることから、成績の個人差を理解することができる。相対評価では、基準値は指導終了後のまとめの段階で評価資料が収集された時点において設定されることになるため、この点で絶対評価とは逆の関係にある。

2-② 相対評価のメリット・デメリット

相対評価のメリットとしては、

第一に、一定の手続きに基づいて実施することができ、また客観的で比較的取り組みやすい点が挙げられる。

第二に、評価の過程において評価を行う者の主観が入り込みにくいこと。

第三に、学年・学級における順位や分布を表すことによって、その測定値の分散の状況が把握され、指導上の様々な示唆が得られること。

第四に、子どもや保護者に対して、他者との比較による学習状況における情報（クラス順位など）を提供できること。

第五に、優劣の評価を示しやすいことから、入試などで選抜の資料として活用しやすい、といったことなどが挙げられる。

デメリットとしては、

第一に、児童生徒間における位置付けを示すのみで、具体的に児童生徒に対して「何ができていて、何ができていないのか」が示されていないため成績評価のみに意識がいきなり、生徒の学習の目安と励ましを与えられていないこと。

第二に、相対評価からは教師に対して、生徒に提供する指導過程や授業の改善のための情報を提供されないため、特定集団の中での相対的な位置付けは理解できても、生徒たちがどこまでできて、どこまでできないのかの現状を把握することが難しくなること。

第三に、特定集団の中での相対的な位置づけによって生徒の学習の状況を評価するものであることから、学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容を確実に習得し、目標を実現しているかどうかの現状や、生徒一人ひとりの長所や短所、潜在的な能力、進歩しているかどうかについて直接把握することが難しいこと。

第四に、教師に対して教育課程や授業の改善のための情報を提供せず、子どもに対しても、学習の目安と励ましを与えないこと。

第五に、一人が上がれば一人が下がるという評価方式では、学級の中に成績による順位争いを必要以上に持ち込むことから、点数を取ることに一生懸命になる子どもが多くなるということや、また排他的な人間育成にもつながってしまうということ、などが主に挙げられる。

第3章 学習意欲向上のための提言

第1節 総合的な学習の時間

第1項 学校週6日制

我々は、義務教育での週の通学日数を6日にすることを考えた。現在、小、中学校は完全週5日制となっている。これは、現在、使われなくなった『ゆとり教育』の流れを汲んで平成14年に総合的な学習の時間、新学習指導要領と共に導入されたものである。教える内容が約3割削減された『新学習指導要領』、削減された時間を使い行われる『総合的な学習の時間』、週5日制によって作られた『ゆとり』、つまり、『ゆとり』と『生きる力』の両立である。しかし、前項までに述べたとおり『ゆとり』も『生きる力』のどちらも達成されていないのが現状である。我々は、『ゆとり』、『生きる力』と『学習意欲』の3点が教育には必要であると考えた。だが、現状は学習内容には『ゆとり』が存在するが、時間の『ゆとり』は存在しないのである。我々は、時間的ゆとりに重点を置くべきだと考えた。そこで、学校を週6日制にするのである。つまり、現在休日とされている土曜日に学校を使用するのである。これにより、3割削減されたが『週5日制』、『総合的な学習の時間』に時間を使われたためにゆとりをもって指導することができなかった『新学習指導要領』を確実に子供たちに教えることが可能になる。そして『新学習指導要領』の内容を月曜日から金曜日に余裕をもって学ばせる。これにより、基礎が徹底される。教師にも余裕ができ、ゆっくりと確実に教えることができる。そして、土曜日に『総合的な学習の時間』の我々が考えたカリキュラムを集中させる。『生きる力』、『考える力』、『人を思いやる力』などの、人格形成に必要な力を学ぶのである。今まで行われていた『総合的な学習の時間』をさらに掘り下げ、教育の根本を直視したものにする。次に、新土曜日授業に行うものを挙げる。

第2項 新土曜日授業

ここでは、現在行われている総合的な学習の時間を土曜日に集中し何を行うのかを挙げる。

我々の提言は『学習意欲の向上』のためのものである。学習意欲とは『生きる力』『想像力』である。『生きる力』とは日常的に学ぶことを継続する力である。「想像力」とは例えば友達を傷つけてはいけないということを守つける前に解かる力である。我々はこれらの教育をすることにより、意識的な継続がないために剥離しやすい「詰め込み教育」を阻止できると考えた。

初等教育では、生徒たちが身に付ける『生きる力』の土台となる必修科目と各地域や学校の特徴を活かす選択科目を設定し、幅を持たせた。中等教育では明確な目標のもとで、『生

きる力』の育成を促進し、子どもたちが、自らの『生きる力』を相対的に判断できる場として必修科目のみを設定した。

2-①小学校～選択授業～

小学校での新土曜日授業において重要なことは、選択肢を狭めさせないということである。可能性は無限であるということを理解させることが大切なのである。そのことを踏まえて「学習意欲の向上」のための授業を下記の表に記した。

小学校における新土曜日授業

学年	1 学年～ 4 学年	5 学年、 6 学年
テーマ、目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学ぶ喜びを獲得すること ・ 何かに興味を持つこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つのことをやり遂げる達成感 ・ さらなる向上心の獲得
授業形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問形式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人形式 ・ グループ形式
授業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然体験 ・ スポーツ ・ 生命の授業 (生命の尊さ) ・ 各教科の原理の授業 (不思議と思う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一つのことをやり遂げる授業 ・ 1 学年～ 4 学年の授業の継続

1 学年～ 4 学年では基本となることを遊びを交えて教えるのである。ポイントは質問形式である。和やかな発言しやすい雰囲気から授業を始める。そして、なぜだろうと思わせ、質問を促す。そうすることにより次第に考えることを始めるようになる。難しいのは最初だけである。なぜなら、疑問は疑問を呼ぶからである。一つの疑問が出ると、「じゃあここはどうなるのだろう」というようになるのである。

5 学年、6 学年ではテーマ、目的を「達成感からさらなる向上心」と設定し低学年とは違った形で「学習意欲の向上」を図る。5 学年では、ある程度のテーマを与え、調べ方や考え方のヒントを与えながら授業を進めていく。6 学年では、テーマを生徒が自主的に設定し、自主的に調べ、考え、話し合い、まとめ、発表し、批評し合う。何か一つのことを見つけ、考え、自分たちなりの答えを出す。何かをやり遂げることにより、達成感を得、学ぶ喜びを獲得することができるのである。

そこから、新たな向上心が生まれると我々は考える。

2-②小学校～流通を通した労働体験～

『総合的な学習の時間』を徹底させるにあたり、地方によって成果にばらつきがでないようにする必要性が出てくる。そのためには共通の理念を土台とした基盤が必要である。これは、各学校に任されている『総合的な学習の時間』に何をすればいいかわからない教師の負担を軽減するためでもある。土台が同じであれば、本来の『生きる力』を育む目的から逸脱することはなく、各学校は創意工夫に満ちた取り組みに専念できるのである。また、それにより、教員の側も積極的に教育に関わることができ、教員の質を向上させることにもつながってくるのである。では、具体的な提言に移っていく。

我々の政策提言の目的は『学習意欲』を向上させることである。『学習意欲』というものは、潜在的に幼少期に誰もが持っているものである。例えば、箸の使い方や茶碗の持ち方を初めから知っていたわけではない。このような生活に必要なことは、両親が教えることで子どもが自ら習得していったものである。そこには意欲がなければ習得できなかったものであり、そのような過程を経て人間形成がなされていくのである。しかし、現代は家庭での教育を軽視する傾向にある。したがって、以前に比べて学校での教育の重要性が増してきた。その中でも最も重要であることは、時代に反映して自主的に学ぶ姿勢が必要とされ、学習意欲をどのように引き出すかということである。

そこで、我々は、なぜ学習（勉強）する必要があるのかを動機付ける提言を行う。勉強する動機には、偏差値の高い小学校、中学校、高校、大学、そして俗にいわれる一流企業に入るために学習するというものがある。または、興味・関心を持つ事柄を深めるために学習するものもある。

そこで我々は、社会の流通体系とその労働体験を考えてみた。流通とは、生産・輸送・保管・商取引（売買）などの過程を経て、消費者の手に届けられるまでの一連のシステムのことである。その仕組みを体験することで、社会で生きていくための糧を身に着けることができる。我々が提起することは、学校などで行われているバザーという模擬社会体験を通して、社会を生きていくために、学校での知識・技能が必要不可欠であると、子どもたちに認識させる機会を与えることである。その体験では、何を売るかを企画し、それを生産し販売する。その流れの中で、どうすれば効率的に売ることができるかを考え、消費者の購買欲をどう煽るかを考えることができる。つまり、自ら考える機会を与える契機つながるのである。そして、物を売るためには一人の力ではできないということを学び、その中での協調性を身につけることも可能になる。

以上のことから、文部科学省が提唱している『生きる力』を育むことにつながる、画期的な取り組みであると我々は考え、政策として提言する。

2-③中学校～地方自治体への政策提言～

前項の初等教育過程における総合的な学習の時間の使い方では、労働体験を行うことの必要性を説いた。子どもたちは、労働を体験することによって知識や技能の必要性、それらを応用すること、相手の気持ちになって考える、創造する、ということについて学ぶことができる。

これらの過程を経た子どもたちは、中等教育の前半にあたる中学校でいかなる総合的な学習の時間を行うことが理想であろうか。

中学校教育において『生きる力』と『学習意欲』をより育むためには、第一に子供たちが学習内容を踏まえた上で知的好奇心・探究心をさらに深化し、視野を広げることが望まれると考える。そして、子どもたちの日常生活において、目に見える人たちとの結びつき以外にも、自分の生活が社会の制度や問題と密接に結びついているということを知る必要がある。それにより、自分が社会の一員であるとともに、社会を形成しているということを実感的に認識することにつながるカリキュラムが最も適切であると考えられる。さらに、第2章—4項—④でも問題として指摘したように、子どもたちが『生きる力』の相対的な位置を判断できる場を設ける必要がある。

そこで我々は、「地方自治体への政策提言」というカリキュラムを作成し、そこで身につくであろう『生きる力』の内容についてシュミレートした。

各クラスでテーマに基づいた政策を作成し、中間発表を学校で行う。年に1度これらについてテーマ別に学校を振り分け、発表する場を設ける。

以下は各学年による選択課題の内容である。

- ・ 1 学年 環境、福祉
- ・ 2 学年 財政、教育

・ 3 学年 自由課題

1 学年では、環境や福祉という学習指導内容に即しやすいテーマを掲げ、世界的な問題が自らの地域でも起こっているということを学ぶ。

2 学年では、財政や教育という教科書に記載されていない事柄に挑戦する。毎年 1 度、子どもたちが教育について調べることで、地方行政や教師への審査的役割を果たすこととなる。結果、教育環境の向上にも繋がる。

3 学年では、義務教育の最終段階として「自ら学び、自ら考える」というものにより重点を置き、これまでの学習の成果を最大限に発揮する場となる。

政策を考え提言するということは、何度も強調するようになるが『生きる力』の定義である「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」が必要である。また、個人ではなくクラス単位で目的を遂行することで「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」を養うこととなる。

子どもたちが政策提言するまでの過程は紆余曲折し、問題解決までのプロセスは不合理に進んだとしても、その過程を通してそれが総合的に学習したということになる、と我々は考える。なぜなら、過程の中で子供たちに起こるつまずきやそれに対する問題解決は、社会への関心のきっかけと義務教育、かつ、それ以降の学習の必要性を認識することとなり、結果として生涯学習を行う意欲を掻き立てるものとなるからである。

我々は、以上で述べた『生きる力』を必要とする授業を、毎年公で意見を交換し、発表する場となるように必修科目とすることを提案する。これによって、子どもたちが自らの持つ『生きる力』の相対的な位置を把握し、主観的または客観的に『生きる力』が向上しているのかという一つの指標を設けるものとなるのである。

第2節 絶対・相対評価の融合

これからの評価方法として、絶対評価と相対評価を足し合わせることを提言する。現在、評価方法の改善においても専門家の方々を始めとして、さまざまな議論が交わされている。そこで交わされている多くの推進案が、絶対評価を主軸として、それに補足するような形で相対評価を取り入れていくということである。たしかに、絶対評価を多く取り入れれば、生徒一人ひとりの良い点を伸ばしていくという面では、画期的な方法であり、これを否定するつもりはない。

しかし、相対評価にも多くのメリットがあり、21 世紀の教育における評価方法においても不可欠なものである。相対的位置付けによる競争意識が生じることによって学習への動機付けももたらされる。将来、生徒ひとりひとりが社会に出ることを見据えると、彼ら自身も相対的位置付けをわかっておく必要があり、客観的な見方ができ、競争意識が生じることは大切なことである。これらのことは、いつの時代においても欠くことのできない大切なことであるから、相対評価を大幅に削減することには我々は反対である。

そこで、我々の提言を具体的に言うと、絶対評価と相対評価をそれぞれ 5 段階評価にして、それらを足し合わせて 10 段階評価にするということである。生徒に配られる成績表には、絶対評価と相対評価、それらを合わせた総合評価の 3 つの評価を載せるのである。これならば、絶対評価と相対評価が 5 : 5 になり、両方のメリットを平等に取り入れることができ、画期的である。これにより、たとえ試験で力を発揮することができず、相対評価の成績が悪くても絶対評価で関心・意欲・態度などの日頃の取り組みも評価されるので、学習意欲が増すと考えられる。一方、教員としては相反する 2 つの評価を見ることができるので、生徒の相対的位置付けだけでなく、でき具合やつまずき具合も理解でき、授業を始めとする今後の

指導の改善にも役立たせることができるのである。たしかに、絶対評価を取り入れると、教師の主観が入りやすくなり、適切な評価がなされない可能性があるにもかかわらず、成績表に載せてしまっただけでは公平性を欠くという反論も考えられる。しかし、絶対評価を載せた成績は、あくまで生徒とその保護者に対して示すだけであり、もちろん受験などでの正式な内申書としては絶対評価だけを使用するのではなく、相対評価も使用するのであって、どちらに重点を置くかどうかはそれぞれの学校側の考えに任せるのである。つまり、これは生徒自身が努力したことを証明することができ、これからの学習の参考として載せられるものであることから、生徒の『学習意欲』を向上させるために役立たせる評価になるであろう。

第4章 終わりに

我々は、『学習意欲の向上』についての政策提言を行ってきた。これが今後の教育における課題として非常に大切なことだと考えるからである。

教育はよく、「国家百年の計」と言われる。つまり、その国の未来を左右する非常に重要な政策なのである。突き詰めていくと、一国のスタンスだとも言える。日本がこれから世界、アジアにおいてどのような国になるのか。そして、それらの中での日本人のあるべき姿はどのようなものなのか。俗に独自の信仰宗教がないといわれる日本において、国としてまとめ、ここまで世界での地位を高くすることが出来たのは「学校」「地域」による教育があったからである。

これまで、生徒側の立場から主に述べてきたが、学習意欲の向上における今後の課題としては、生徒を育む上で最も影響を与えると思われる、教員の指導力の向上に力を注いでいくことも求められるであろう。確かに、これはごく普通の意見になってしまい、斬新性に欠けると思われる。しかし、現在の教育の場において教員の指導力が常に向上されているとはいえず、急務を要することであるからあえて主張するのである。

また、憲法には「公共の福祉」という言葉があり、人は一人で生きているのではなく、誰かに支えられみんなで生きているのである、と解釈できる。要するに、人として一番大切な倫理のバランス感覚、または公共心を学校で教えなければならないのである。海外では宗教がその役割の大半を担っているが、日本では、その役割を学校が担っていかなければならない。つまり、それらの根幹となるのが教育である。これ以上日本の世界的地位や文化レベルを下げないためにも、教育、とりわけ『学習意欲』の向上が不可欠なのである。

《参考文献》

- (1983)『広辞苑 第三版』岩波書店 P425
(2001)『これからの教育と大学』東京学芸大学出版会 P30~37、P125~138
秋山弥・作田良三・小森公明(2003)『教育のゆくえ』(株)北大路書房
市川伸一(2002)『学力低下論争』筑摩書房
遠藤光男、天野正輝(2002)『到達度評価の理論と実践』昭和堂 P14~16
金森俊朗(2003)『命の教科書』角川書店
苅谷剛彦、志水宏吉、志水睦美、諸田裕子(2002)『調査報告「学力低下」の実態』
黒崎勲(1999)『教育行政学』岩波書房
佐野金吾、児島宏(2001)『新学習指導要録対応新しい評価の実際 第2巻』ぎょうせい P42~46、
P76~89、P124~131
下村哲夫(1997)『現代教育の論点』学陽書房
中谷彪・浪本勝年・登坂治彦(2003)『新版 現代の教育を考える』北樹出版

《データ出典》

- 中央教育審議会第1次答申 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm
文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>
ベネッセ 教育総研オンライン <http://www.view21.jp/>
ベネッセ Child Research Net 「モノグラフ・小学生ナウ VOL23-1」 夏秋英房『小学生にと
っての「完全週5日制」』
<http://www.crn.or.jp/LIBRARY/SYOU/VOL231/GIF/S2231009.PDF>